(陳受5第4号)

桜井夏来議員に問責決議を求める陳情

受理年月日 令和5年2月13日

陳 情 者

山本 徹

陳情の要旨

令和4年9月12日開催の建設委員会において、私の陳述後の質疑の際、桜井議員は「陳情権の濫用」「武蔵野市をよくするためなのか、悪くするためなのか」「裁判では……」「市政に混乱を来すことが目的ではないのか」等と陳述者を萎縮させる発言がありました。

市民の代表である市議会議員から、なぜ、こんなことを言われなければならない のでしょうか。

また、同年9月15日開催の第3回定例会、本会議委員会審査報告において、桜井議員は「具体的な内容は指摘せず、根拠も示さず」と反対討論を行っていますが、私の陳情(陳受4第14号)は、日本国憲法第16条で保障されている権利であり、

「武蔵野市議会陳情取り扱い基準」に抵触しているとは思えません。武蔵野市議会 基本条例第8条には「議員は、市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、常に公 正かつ厳正を旨とする言動に努めなければなりません。」と記載されています。桜 井議員の上記発言は、品位を保ち、常に公正かつ厳正を旨とする言動とは到底思え ません。以上の趣旨により、下記について陳情いたします。

記

桜井夏来議員に問責決議を求めること。